

2012年8月29日

各位

岡山県労災職業病・過労死連絡センター

事務局・岡山県労働組合会議

「控訴するな」の要請FAXのお願い

2012年8月29日、岡山地裁で、岡山県高梁市職員の森宏之さんの過労死に対して、地方公務員災害補償基金が行った「公務外」の処分を取り消す判決が下されました。

既に災害から8年が経過しています。これ以上遺族を苦しめることなく判決が確定されることが重要です。高裁への控訴をしないことを求める要請FAXのご支援をお願いします。

以上

送付先

地方公務員災害補償基金 理事長 橋本 勇 様 (FAX03-5210-1347)

地方公務員災害補償基金岡山県支部 支部長 石井 正弘 様

(FAX 086-221-7909)

上2カ所にファックス送信してください。

遅くとも9月11日までをお願いします。

(問い合わせ：岡山県岡山市北区春日町5-6)

086-221-0133、E-mail:okakenro@mx1.tiki.ne.jp)